

2015年の約款（船舶）の改訂

メンバー各位

本サーキュラーは、2015年2月20日グリニッジ標準時正午に施行されるアシュアランスフォアニングン・ガード・イエンシディグおよびガードP&I（バミューダ）リミテッドの約款（船舶）の改訂概要を説明するものです。

第8条 - 加入船の船級および証明

第8条第1項では、加入船が加入の全期間を通じて当組合の承認する船級協会の船級を保持することを付保の条件としています。

国際P&Iグループ加盟クラブの再保険プログラムの法的枠組みであるプール協定¹に基づく実務慣行と整合性を取ることを目的に、明確化のための記述が追加されました。

改訂後の第8条第1項は以下のとおりです（下線部分が改正部分）。

「第8条 加入船の船級および証明

1. 組合員と当組合とが書面で別段の合意をしない限り、下記の事項を加入船の付保の条件とする。
a) [...]

第35条 - 追加取り扱い費用

他のP&Iクラブの実務慣行との整合性を高めるため、第35条(b)が改訂されました。まず、てん補範囲が明確化され、受取拒否貨物の処分が必要な場合の、運送人に生じた追加の保管費用を含むことになりました。次に、「荷受人(Consignee)」という用語が、これよりも少し意味が広い意味を持つ「引渡しを受ける権利を有する人(person entitled to delivery)」という表現に置き換えられました。

最後に、第35条(b)(i)が改正され、当組合が本約款に基づいててん補を拒否する権利は、組合員が他の者から追加の費用および経費のてん補を受けることができる場合に限定されることになりました。実務上、この改訂案により、相手方に係るリスク、つまり、第三者債務者が支払不能等に陥ったことにより追加取り扱い費用を回収することができないリスクは、組合員から当組合に移ることになります。

改訂後の第35条は以下のとおりです（下線部分が改正部分）。

第35条 追加取り扱い費用

当組合は、通常発生する費用および経費を超過する以下の追加費用および経費をてん補する。

a) [...]

b) 引渡しを受ける権利を有する人が受け取りを拒否した貨物の荷揚げまたは処分（保管

¹ 同協定は、個々の事案において当組合が船級に関する要件を裁量により放棄することを認めています。

を含む)に要した追加費用および経費。ただし、以下の追加費用および経費については、本第 35 条に基づくてん補はない。

- i) 組合員が他の者からてん補を受けることができる追加費用および経費。
- ii) 第 46 条 (b) のてん補から除外される追加費用および経費。
- iii) 加入船の通常の運航費の一部をなす追加費用および経費。

第 53 条 制限 (油濁、乗客、および船員) および附則 III 油濁

米国での油濁担保のための特別航海保険料の賦課を廃止するという国際 P&I グループの決定を実行するため、現行の第 53 条第 2 項および附則 III 第 1 条(c)および第 3 条が削除されます。現行の第 53 条第 3 項は新第 53 条 2 項になります。

改訂後の第 53 条は以下のとおりです。

「第 53 条 制限 (油濁、乗客、および船員)

1 油濁 (油濁の軽減または防止の試みから生じるクレームを含む) に関するあらゆるクレームについて、船主加入に基づく当組合の責任は、附則 III に定める金額に制限され、附則 III に定める条件に従うものとする。

2 乗客および船員について発生するすべてのクレームに対する船主加入に基づく当組合の責任は、附則 IV に定める金額に制限されるとともに、附則 IV に定める条件が適用されるものとする。」

第 57 条 - 通し運送中に発生した責任

通し運送中 (港湾内での加入船との往来など) の乗客に関する担保には当該乗客の所持品の滅失または損傷に対する責任も含まれることを明確化するための記述が第 57 条(a)に追加されました。

改訂後の第 57 条(a)は以下のとおりです (下線部分が改正部分)。

「当組合は、P&I 保険の下では以下の責任を担保しない。

a) 乗客の空路輸送により、または通し輸送中の乗客が他の運送業者の管理下にある間もしくは加入船との往来中に生じた乗客の死亡、負傷、財物の滅失または損傷、遅延その他の間接損害に対する組合員の責任、損失、費用または経費。ただし、以下の疾病、負傷もしくは死亡または所持品の滅失もしくは損傷については担保する。

(i.) 乗客が加入船の小舟で加入船との往来中または港湾内で他の小舟により往来中に発生したもの。

(ii) … … …」

第 58 条 - 戦争危険

2007 年海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約が 2015 年 4 月 15 日に発効します。同条約には、民事責任条約 (CLC) とバンカー条約の強制保険の規定に相当する規定と、ブルーカードの発行を要するとする規定が含まれています²。

² 「[Member Circular No. 12/2014: 海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約の発効](#)」をご覧ください。

これを受けて、第 58 条第 2 項に新たな文言が挿入されました。新しい規定は以下のとおりです（下線部分が改正部分）。

第 58 条 戦争危険

1 […]

2 以下のいずれかに基づいて行われた請求に従って当組合が組合員の責任、費用および経費を当該組合員に代わって履行・弁済する限りにおいて、当該責任、費用および経費には、第 58 条第 1 項の免責は適用されない。

(i) […]

(v) 2007 年海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約第 12 条に従って当組合が発行する証書
[…]

第 60 条 - 掘削船、生産船、宿泊船、はしけ、および重量物運搬船

第 60 条は、石油またはガスの探査または生産にかかわる掘削作業または生産作業を行うために使用される船舶に関し、そうした作業や活動に起因して生じるか、またはそうした作業や活動の最中に生じた責任、損失、費用または経費を標準的な P&I 保険から除外しています。こうした除外は、国際 P&I グループ加盟クラブによる市場再保険の一括購入の契約上の根拠であるところのプール協定の条件が反映されたものです。最近、除外範囲が明確化されたことから、改訂案はそれを反映するものとなっています。

改訂後の第 60 条は以下のとおりです（下線部分が改正部分）。

「第 60 条 掘削船、生産船、宿泊船、はしけ、および重量物運搬船

1. 掘削船、掘削バージのほか、石油またはガスの探査または生産にかかわる掘削作業または生産作業を行うために使用されるその他の船舶またはバージ（かかる作業に欠かせないものとして現場に係留あるいは設置されている居住設備を含む）については、当組合は、掘削もしくは生産作業によって生じたか、または掘削中または生産作業中に生じた責任、損失、費用または経費は P&I 保険の下では一切てん補しない。ただし、

(i) 本第 60 条第 1 項の適用上、特に、石油の貯蔵を行っている貯蔵タンカーその他の船舶であって、石油が生産井から貯蔵タンカーに直接移送されているか、または貯蔵タンカー上に石油・ガス分離装置が設置されていて、ガスが自然換気によらずに貯蔵タンカー上で石油から分離されている場合には、加入船は、生産作業を行っているものとみなされる。

(ii) 石油またはガスの生産にかかわる生産作業を行うために使用される加入船については、以下に該当する場合に本第 60 条第 1 項の除外規定を適用する。

a) 加入船と生産井との間の接続が直接的または間接的に確立したときから、陸または他の産出地への航行のために現場を離れるための予定された手順の一環として加入船が当該生産井から分離されるまで。

b) 加入船が緊急時対応として意図的にまたは意図せずに生産井から分離した場合。

c) 加入船が生産井に接続されているが、緊急時対応としてか否かを問わず、生産が中断した場合。

第 84 条 - 第三者からの回収

第 84 条第 2 項(c)は、応訴事案において第三者から回収した弁護士費用その他の費用をどのように割り当てるかを定めています。事案によっては免責体系が標準条件と合致しない場合があることから、第 84 条第 2 項(c)を改訂し、回収された費用を合意された免責体系に沿った形で取り扱えるようにしました。

改訂後の第 84 条は以下のとおりです（下線部分が改正部分）。

「第 84 条 第三者からの回収

1. [...]
2. 当組合が組合員に対し、または組合員に代わって責任、損失、費用または経費に関する支払を行った場合、その責任、損失、費用または経費に関して第三者から回収したもののすべてを、当組合が支払った金額に相当する金額を上限として、かつ、回収額中に当組合が支払った額に対する利息が含まれている場合はこれとともに、当組合が支払いを受けるものとする。ただし、
 - a) [...]
 - b) [...]
 - c) 応訴保険については、第三者から回収した弁護士費用その他の費用（「回収費用」）は、以下のとおり、以下の順に割り当てるものとする。
 - (i) まず、最大免責金額に合意した場合、回収費用は、組合員の最大免責金額を超えて当組合が支払った弁護士費用その他の費用に相当する金額を上限として、回収費用のうちの当該金額に対する利息とともに、当組合に入金され、支払われる。
 - (ii) 次に、組合員に生じた弁護士費用その他の費用の一定割合のみをてん補することに当組合が同意した場合、回収費用のうち本約款および合意した保険条件に従って当組合がてん補することに同意した割合に相当する額が当組合に入金され、支払われる。
 - (iii) 最後に、上記の(i)および(ii)の条件が満たされた場合、回収費用は、組合員の最低免責金額に割り当てられる。

1. (...)

ご質問またはご意見がございましたら、ガードジャパン株式会社（Email : gardjapan@gard.no）までお問い合わせください。

敬具
GARD AS



Rolf Thore Roppestad
CEO（最高経営責任者）

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、クラブとの紛争が生じた場合、常に原文である英文の解釈に依拠することとなります。ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。